

自己情報の開示を請求された方へ

- 1 開示請求の受付の日から起算して15日以内に、開示の可否について決定し、通知書をお送りいたします。
- 2 やむを得ない理由があるときは、15日の決定期間を30日まで延長することがあります。この場合も、受付の日から起算して15日以内に、その延長について通知書をお送りいたします。
- 3 開示する場合は、開示の日時及び場所を通知いたします。
- 4 開示請求及び閲覧に係る手数料は、無料です。
- 5 開示情報の写しを必要とする場合は、写しの作成費用を負担していただきます。費用は、1枚につき10円です。（B5～A3サイズで白黒の場合）また、郵送を希望する場合の送料についても請求者の負担となります。
- 6 わからないことやご意見等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

石垣市総務部総務課法制係（市政情報センター）

電 話 0980-82-1216

FAX 0980-83-1427